

伊達市

高齢者の福祉サービス

【令和 7 年度】



【発行】伊達市 健康福祉部 高齢福祉課

— 目 次 —

▪ <u>緊急通報装置貸与事業</u>	<u>2</u>
▪ <u>高齢者配食サービス事業</u>	<u>2</u>
▪ <u>家族介護用品給付事業</u>	<u>3</u>
▪ <u>訪問理美容利用助成事業</u>	<u>3</u>
▪ <u>高齢者自立支援ショートステイ（短期入所）サービス事業</u>	<u>4</u>
▪ <u>百歳賀寿祝金及び敬老祝金支給事業</u>	<u>4</u>
▪ <u>高齢者等見守りQRコード活用事業</u>	<u>5</u>
▪ <u>あんしんサポート（日常生活自立支援事業）</u>	<u>6</u>
▪ <u>成年後見制度</u>	<u>6</u>
▪ <u>運転免許返納支援事業</u>	<u>7</u>
▪ <u>まちなかタクシー</u>	<u>7</u>
▪ <u>伊達市健康運動習慣化支援事業</u>	<u>8</u>
▪ <u>伊達市内入浴施設のご案内</u>	<u>9</u>
▪ <u>おもいやり駐車場利用制度</u>	<u>10</u>

相談窓口	11
-------------	-----------

○市役所 ○地域包括支援センター

緊急通報装置貸与事業

一人暮らし高齢者などが急病や災害などの緊急時に、迅速かつ適切な対応が図れるように、通報装置(本体・ペンダント・火災報知器)を貸し出します。

N T Tなどの固定電話回線を使用します。

- 利用できる方 一人暮らし又は日中一人暮らしの、65 歳以上の高齢者
または重度身体障がい者
- 利用料
 - ・基本料金 (2,695 円/月)
 - ・通話料金※住民税非課税世帯は、基本料金を市で負担します。
- 申請方法 高齢福祉課又は各総合支所(保原を除く)へ以下の書類をご提出ください。
 - 1 「対象要件確認依頼書」を提出し、事業の対象になるか確認を受けてください。
 - 2 対象となる場合、「申請書」「登録台帳」をご提出ください。※緊急連絡先(通報時の報告や、搬送先医療機関との対応をする方)2 名以上、協力員(訪問し状況確認をする方)2 名の登録と、民生委員の署名が必要です。

高齢者配食サービス事業

一人暮らし高齢者等の日々の健康維持と安否確認を行うため、昼食時に安心安全な食材を使った弁当を配達します。

- 利用できる方 65 歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の方
日中高齢者のみの世帯で調理が困難な 65 歳以上の高齢者
- 配達曜日
／時間 月曜日～土曜日の希望する曜日の 10 時～12 時 30 分
 - ・一部、時間の調整をさせていただく地域があります。
 - ・日曜日と年末年始などは休みです。
- 利用料 400 円/食
月ごとに以下のいずれかの方法で支払いとなります。
 - ・口座振替 (J A ふくしま未来口座のみ対応可能)
 - ・現金による精算
- 申請方法 高齢福祉課又は各総合支所(保原を除く)へ申請書をご提出ください。
申請にあたり、緊急時の連絡先として 2 名の登録をお願いします。
- その他
 - ・申込後、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、面接調査を行います。
 - ・「キャンセル」の場合、利用前日の午後 4 時までに連絡が必要です。



家族介護用品給付事業

在宅の要介護者を介護する方に対し、介護用品を購入できる給付券を交付します。

- 利用できる方 下記①～③の要件を全て満たしている方
 - ①介護者と要介護者が市内に住所を有し、家族又は親族の関係にある
 - ②要介護者が要介護4又は5で在宅
 - ③介護者と要介護者の属する世帯が市民税非課税世帯
- 対象品目 12品目
紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭用品、ドライシャンプー、おむつかバー、防水シート、ポータブルトイレ用消臭剤、おむつ専用ゴミ袋、介護用口腔ケア用品、ガーゼ、トロミ剤
- 事業内容 要介護者1人につき、月額5,000円以内
(市内の指定薬局等で、対象品目と引き換えることができる給付券を交付します)
- 申請方法 高齢福祉課又は各総合支所(保原を除く)へ申請書をご提出ください。

訪問理美容利用助成事業

理美容店に出向くことが困難な高齢者が、在宅において理美容を受けられるよう支援するため、市が訪問理美容に係る経費の一部について助成券を交付します。

- 利用できる方 おおむね65歳以上で在宅の寝たきり又は座位保持困難な方で
下記の①又は②のいずれかに当てはまる方
 - ①要介護4又は要介護5の認定がある方
 - ②疾病等により理美容店に行くことができない方
- 事業内容 訪問理美容の利用1回につき助成券1枚(1,000円)

申請月	助成券交付枚数
4月・5月・6月	4枚
7月・8月・9月	3枚
10月・11月・12月	2枚
1月・2月・3月	1枚

- 利用料 1年度助成券4枚(4,000円)以内
(助成券交付枚数は申請月により異なります)
1回1,000円を超えた分は利用者負担となります。
直接理美容店にお支払いください。
- 申請方法 高齢福祉課又は各総合支所(保原を除く)へ申請書をご提出ください。



高齢者自立支援ショートステイ（短期入所）サービス事業

家族が疾病や冠婚葬祭などで一時的に不在となり、高齢者が居宅での生活が困難になる場合など、養護老人ホームへの短期宿泊が利用できます。

- 利用できる方 65 歳以上の高齢者で、要介護認定において非該当（自立）認定又は同程度と見込まれる方
- 利用内容 1 回につき 7 日以内
- 利用料 1, 2 2 0 円／日
【内訳】
施設利用料（1 割） 4 5 0 円／日
食事料（実費分） 7 7 0 円／日
- 申請方法 高齢福祉課又は各総合支所（保原を除く）へ申請書をご提出ください。

百歳賀寿祝金及び敬老祝金支給事業

100 歳と 88 歳を迎えられた高齢者に、長寿を祝福し敬老の意を表するため、祝金等を贈呈します。

- 満 100 歳 祝状と祝金 1 0 万円
満百歳の誕生日に贈呈式を行います。
- 満 88 歳 祝状と祝金 1 万円
老人の日（9 月 15 日）において満 88 歳の方
※昭和 11(1936)年 9 月 17 日～昭和 12(1937)年 9 月 16 日に
生まれた方
※祝金は、指定された口座に振り込みを行います。
祝状の贈呈は、民生委員の皆様にご協力をお願いしております。



高齢者等見守りQRコード活用事業

認知症等により、行方不明、自宅に帰ることができなくなる恐れのある方について、高齢者等が保護された際、「QRコード」を読み取ることで、24時間、365日、早期に身元が確認できるものです。

また、1人で外出中に体調不良となった場合等でも、身元確認に活用できます。

QRコードのシート（シールタイプ：36枚 又は アイロンタイプ：34枚）を年度1枚交付します。

●利用できる方 伊達市内に住所を有する認知症高齢者等（若年性認知症を含む）

●利用料 QRコードシート：「1シート／年度」は無料
※追加で希望する場合は利用者負担（1枚 1,100円）となります。

●申請方法 事業利用申請書及び事業登録者台帳に必要事項を記入し、高齢福祉課又は各総合支所（保原を除く）へご提出ください。
申請にあたり、緊急時の連絡先として2名以上の登録をお願いします。



QRコード 貼り付け例

（杖）



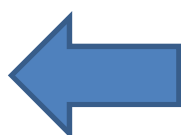
（ベルト）



（靴）



QRコード 読み取り



☆読み取り画面表示☆

下記へご連絡願います

連絡先

アイネット(株)
電話 0120-

利用者ID

009-200-038-3

アイネット
AINET

あんしんサポート(日常生活自立支援事業)

〈伊達市社会福祉協議会の事業です〉

認知症高齢者・障がいがある方などを対象として、福祉サービス利用の手続きや生活費などの金銭管理をお手伝いします。

- 利用できる方 認知症高齢者や知的・精神障がい者などで、福祉サービスの利用や
お金の管理など、暮らしの中で不安のある方（判断能力が不十分な方）
- 申請方法 伊達市社会福祉協議会へお問い合わせください。
〒960-0612 福島県伊達市保原町字宮下 111 番地 2
保原町産業振興会館内
TEL : 5 7 6 - 4 0 5 0

成年後見制度

認知症、知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が不十分な方の財産管理や日常生活を法的に支援する仕組みです。「任意後見制度」と「法定後見制度」から構成されています。

◇任意後見制度

本人の判断能力が十分あるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人と後見に関する契約を結んでおく制度です。

◇法定後見制度

すでに判断能力が低下してしまった場合に家庭裁判所より援助してくれる方を選任してもらいます。法定後見には、本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3種類があります。成年後見人(保佐人、補助人)は、与えられた権限の範囲で本人に代わって契約などの法律行為を行ったり、財産の管理をします。

制度の申立てができる方

- ・本人 ・配偶者 ・4親等以内の親族 ・検察官
- ・市町村長（身寄りのない方や本人の福祉を図るため特に必要な場合）

成年後見制度の利用については、
地域包括支援センター又は高齢福祉課へ
お問い合わせください。

（P11の相談窓口をご参照ください）



運転免許自主返納支援事業

高齢化の進展に伴い、高齢者が関連する交通事故の割合が増加している中で、運転に不安を持つ高齢者が、「車がなくても、安心して生活できるまち」を目指します。

- 利用できる方 伊達市内に住所を有する満 65 歳以上で運転免許を自主返納された方
※運転免許の返納方法については、お近くの警察署、交通安全協会、運転免許センターへお問い合わせください。
- 事業内容 まちなかタクシーで利用できる優待証と乗車料金を 200 円割引する割引券を 20,000 円分（100 枚）交付いたします。
※同じ場所での乗降に限り、同乗者と一緒に割引券を利用できます。
- 申請方法 生活環境課 生活交通係へお問い合わせください。
〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地 伊達市役所 中央棟 3 階
TEL：575-1290

まちなかタクシー 〈商工会の事業です〉

まちなかタクシーは、交通不便者の足の確保及び商店街の活性化を図るため、デマンド型乗合交通として運行するものです。

まちなかタクシーの利用には、利用登録が必要です。
ご利用の前に、余裕を持って登録してください。
※登録は無料です。



◇まちなかタクシーの利用登録先・お問い合わせ先

地区	利用登録先・利用予約先	お問い合わせ先
伊達 ・ 梁川	梁川・伊達まちなかタクシー 情報センター TEL：527-2227	伊達市商工会伊達支所 TEL：583-2302 伊達市商工会梁川本所 TEL：577-0057
保原	ほばらまちなかタクシー のってみっカー（ <u>利用予約のみ</u> ） TEL：574-4455	保原町商工会（ <u>利用登録はこちら</u> ） TEL：575-2284
霊山 ・ 月舘	霊山・月舘まちなかタクシー 情報センター TEL：586-3900	伊達市商工会霊山支所 TEL：586-1366 伊達市商工会月舘支所 TEL：572-2341

伊達市健康運動習慣化支援事業

伊達市民みなさまが、健幸で元気になる運動事業です。
 気軽に参加・実施できる運動を開催しています。
 ご自身にあった運動に参加してみてください。



●元気づくり会

- ・利用できる方：伊達市民
- ・内容：地域の身近な集会所などで週に2回の運動
 - 基本の動き
 - ・まいまい運動（準備・整理運動）
 - ・三種の神技（軽い筋力トレーニング）
 - ・5呼吸10種のストレッチ（ストレッチング）
 - 楽しい動き
 - ・風船バレー
 - ・タスポニー
 - ・ウォーキング
 - ・リズム体操 など
- ・日時：各元気づくり会による
- ・利用料金：無料（会場使用料を負担している元気づくり会もあります。）
- ・実施会場：156カ所（令和7年3月末現在）

●健幸クラブ Fine（Aタイプ：介護予防コース）

- ・利用できる方：低体力、要支援1・2の認定をお持ちの方
- ・内容：資格を持つ運動指導員による運動教室
 マシンを使った筋力トレーニング、無料送迎あり。
- ・日時：毎週木曜日 9時30分～11時00分
- ・利用料金：無料
- ・開催時期・会場：市内3会場で、6クール開催します。（1クール全12回）



会 場	開 催 日 程	
梁川福祉会館 （梁川町字元陣内1-2）	1クール： 4月10日～6月26日	4クール： 9月4日～11月20日
伊達福祉センター （伊達市前川原17-1）	2クール： 5月22日～8月7日	5クール： 10月30日～1月22日
霊山総合福祉センター （霊山町掛田字町田14-5）	3クール： 7月17日～10月9日	6クール： 12月11日～3月5日

※40歳以上の市民を対象に、筋力維持増進を目的とした「Bタイプ（運動習慣化コース、フレイル予防コース）」を市内5カ所で開催しています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】高齢福祉課 元気づくり係 TEL：575-1148

〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所 中央棟1階

伊達市内入浴施設のご案内

施設名・住所・電話番号	利用可能曜日・時間		料金
保原ふれあいセンター 保原町字西町 113 番地 TEL：5 7 5－5 2 1 1	火・水・金・土 （祝日・お盆・年末年始を除く）	10：00～15：00	・市内在住の方 1 0 0 円 ・市外在住の方 3 0 0 円
梁川寿健康センター 梁川町字菖蒲沢 84 番地 TEL：5 7 7－7 8 4 1	月・火・木・土 （祝日・年末年始を除く）	10：00～15：30	
茶臼の里 霊山町掛田字町田 14 番地 5 TEL：5 8 6－3 7 1 1	日～金 （祝日・年末年始を除く）	女性 11：00～13：30 男性 14：00～16：30	
保原総合公園簡易宿泊所 とまっぺ 保原町大泉字宮脇 265 番地 TEL：5 7 3－6 6 9 1	保原総合運動公園内の施設です。 入浴施設の利用については事前にお問い合わせ下さい。		



おもいやり駐車場利用制度 〈県の事業です〉

歩行が一定程度困難と認められる方に、県が利用証を交付することで、店舗や公共施設などに設けられている車いすマークのある駐車スペースを利用可能にします。

●利用方法 「おもいやり駐車場」のステッカーが表示されているスペースに駐車する際「おもいやり駐車場利用証」を車外から見えるように掲示します。

●必要書類 以下の確認書類、(本人以外が窓口に来る場合)窓口に来る方の身分証明書

※高齢福祉課又は各総合支所(保原を除く)で申請する場合は、以下の確認書類の他に、「140円切手」を貼付した「返信用封筒(角2)」を1枚お持ちください。

利用できる方（おもいやり駐車場利用制度の交付基準）				確認書類	
身体障がい者	区 分		等 級		身体障がい者手帳 （表記は「身体障害者手帳」）
	視覚障がい		１級～４級		
	平衡機能障がい		１級～５級		
	肢体不自由	上肢	１級～２級		
		下肢	１級～６級		
		体幹	１級～５級		
	脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１級～２級		
		移動機能	１級～６級		
機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい）		１級～４級			
知的障がい者			Ａ（最重度、重度）		療育手帳
精神障がい者			１級		精神障がい者保健福祉手帳 （表記は「障害者手帳」）
高齢者（要支援、要介護認定者）					介護保険被保険者証等
難病患者（指定難病医療費受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者）					指定難病医療費受給者証 特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療費受給者証
妊産婦（妊娠７ヶ月～産後３ヶ月の方）					身分証明書・母子健康手帳
けが又は病気の者（最長２４ヶ月）					身分証明書・医師の診断を記載した書面

申請窓口	電話	備考
福島県庁 保健福祉部 障がい福祉課	521-7170	申請日同日に申請窓口にて、利用証が交付されます
県北保健福祉事務所 保健福祉課	534-4156	
伊達市 高齢福祉課	575-1125	申請日の2～3週間後、福島県より利用証が郵送されます

相談窓口

○市役所

介護保険や福祉サービス、各種制度に関する相談は、**高齢福祉課**や
伊達・梁川・霊山・月館総合支所の市民福祉窓口で受け付けています。

高 齢 福 祉 課		
地域包括ケア推進係	☎ 5 7 5 - 1 1 2 5	〒960-0692 (FAX : 576-7199) 伊達市保原町字舟橋 180 番地 (伊達市役所 中央棟 1 階)
介 護 保 険 係	☎ 5 7 5 - 1 2 9 9	
元 気 づ く り 係	☎ 5 7 5 - 1 1 4 8	
伊 達 総 合 支 所	☎ 5 8 3 - 5 5 2 2	〒960-0403 (FAX : 583-2119) 伊達市前川原 25 番地
梁 川 総 合 支 所	☎ 5 7 7 - 7 2 1 1	〒960-0792 (FAX : 577-6866) 伊達市梁川町青葉町 1 番地
保 原 地 域	☎ 5 7 5 - 1 1 2 5	「高齢福祉課」が担当しています
霊 山 総 合 支 所	☎ 5 8 6 - 3 4 0 3	〒960-0893 (FAX : 586-2144) 伊達市霊山町掛田字段居 45 番地
月 館 総 合 支 所	☎ 5 7 2 - 2 1 1 1	〒960-0992 (FAX : 573-3566) 伊達市月館町月館字久保田 5 番地

○地域包括支援センター

高齢者の皆さんが住みなれた家や地域で安心して暮らせるよう介護の悩みや生活相談、虐待、消費者被害など幅広い相談に応じるために、市内に4つの地域包括支援センターと、1つの出張相談窓口を設置しています。
お気軽にご利用ください。

伊達 地域	伊達地域包括支援センター ☎ 5 5 1 - 2 1 4 4	〒960-0502 (FAX : 551-2366) 伊達市箱崎字川端 7 番地
梁川 地域	梁川地域包括支援センター ☎ 5 7 2 - 4 8 7 2	〒960-0776 (FAX : 577-6115) 伊達市梁川町字東土橋 65 番地 1
保原 地域	保原地域包括支援センター ☎ 5 7 4 - 4 7 7 4	〒960-0684 (FAX : 574-4811) 伊達市保原町上保原字大地内 39 番地 4
霊山 ・ 月館 地域	霊山・月館地域包括支援センター ☎ 5 8 6 - 1 3 2 3	〒960-0801 (FAX : 586-3713) 伊達市霊山町掛田字町田 14 番地 5
	【 月館出張窓口 】 : 月・水・金 ☎ 5 7 3 - 3 1 1 3	〒960-0992 (FAX : 573-6628) 伊達市月館町月館字久保田 5 番地